



基勞補発第0220003号

平成21年2月20日

都道府県労働局

労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局

労災補償部補償課長

労災診療費に係る重点審査について

労災診療費の適正払いの一層の推進については、平成20年2月25日付け基勞発第0225001号等により指示されたところであるが、会計検査院の指摘を踏まえた重点的な審査の徹底等については、下記の点に留意し、診療費審査委員会の積極的活用を図ることにより、実施されたい。

また、平成17年3月29日付け基勞補発第0329001号「労災診療費にかかる重点審査について」は廃止する。

記

1 重点審査の付箋の貼付基準について

以下の(1)から(7)のいずれかの要件に該当するもの。

(1) 特定入院料

- ・救命救急入院料、特定集中治療室管理料及び回復期リハビリテーション病棟入院料のうちいずれかを算定しているもの

(2) 同一手術野に係るもの

- ・指及び四肢に関する複数手術

(3) 全層植皮術、分層植皮術

- ・真皮欠損用グラフトを使用しているもの

(4) 腱縫合術

- ・傷病名が「指の腱断裂のうち、屈筋腱断裂を除くもの」に対する腱縫合術

(5) 骨折等に係る手術

① 骨折観血的手術

- ・内固定材料、創外固定器加算又は固定用金属ピン（創外固定器用）が請求されていないもの
- ・固定材料として鋼線又は銀線のみが請求されているもの
- ・1傷病部位に対して、髄内釘が複数請求されているもの（集束型が複数請求されているものを除く。）

② 骨内異物（挿入物）の材料が鋼線、銀線等であるもの

- ・骨内異物（挿入物）の材料が確認できないもの

③ 骨移植術

- ・人工骨を使用している骨移植術

④ 関節内骨折観血的手術

- ・傷病名が「関節内骨折を除くもの」に対する関節内骨折観血的手術
- ・内固定材料が請求されていないもの
- ・創外固定器加算又は固定器用金属ピン（創外固定器用）を請求しているもの

(6) 切断四肢再接合術

- ・すべての切断四肢再接合術

(7) 骨折及び関節の傷病により、3年以上継続療養しているもの

2 重点審査の付箋を貼付したレセプトに対する対応について

(1) 特定入院料

特定入院料の算定要件に該当するか判断できないものについては、当該特定入院料の算定が妥当であるかを診療費審査委員会に諮ること。

(2) 同一手術野に係るもの

同一皮切により行い得る範囲にある手術か判断できない場合については、診療費審査委員会に諮ること（「医科診療報酬点数表」において、同一手術野でもそれぞれの手術の所定点数が算定できると規定されている場合を除く。）。

(3) 全層植皮術、分層植皮術

真皮欠損用グラフトの使用部位を確認し、採皮部に使用したことが明らかであるものを除き、診療費審査委員会に諮ること。

(4) 腱縫合術

切創等の創傷によって生じた固有指の伸筋腱の単なる縫合は創傷処理の「2」に準じて算定することとなっていることから、固有指の伸筋腱の単なる縫合であるか判断ができない場合については、診療費審査委員会に諮ること。

(5) 骨折等に係る手術

① 骨折観血的手術

ア 骨折観血的手術において、内固定材料又は創外固定器の使用の有無を確認すること。

イ 内固定材料又は創外固定器が使用されていない場合において、当該術式の妥当性が判断できない場合は、当該術式の算定が妥当であるかを診療費審査委員会に諮ること。

ウ 鋼線又は銀線のみが使用されているものについては、骨折経皮的鋼線刺入固定術の術式ではなく、骨折観血的手術の術式の算定が妥当であるかを診療費審査委員会に諮ること。

エ 1 傷病部位に対して、髄内釘が複数請求されているものについては、実際に髄内釘を固定材料として複数使用しているか確認し、診療費審査委員会に諮ること。

② 骨内異物（挿入物）除去術

ア 前回手術における手術材料の挿入物を確認するため、受託事業者地方事務所でそのレセプトの写を添付することとしたので、その写を確認して、鋼線、銀線等で簡単に除去し得る場合には、創傷処置又は創傷処理の各区分により算定する。

イ 骨内異物(挿入物)の材料が確認できない場合又は鋼線、銀線等で簡単に除去し得るものか判断できない場合については、診療費審査委員会に諮ること。

③ 骨移植術

実際に自家骨移植が併用されているかを確認し、人工骨のみの使用では、骨移植術の「3同種骨移植（非生体）」の算定はできないこと。

④ 関節内骨折観血的手術

ア 傷病名が「関節内骨折を除くもの」のうち、骨折が関節内に及んでいるか不明であるものについては、診療費審査委員会に諮ること。

イ 骨折が関節内に及んでいないものについては、骨折観血的手術の術式ではなく、関節内骨折観血的手術の術式の算定が妥当であるかを診療費審査委員会に諮ること。

ウ 関節内骨折観血的手術において、内固定材料の使用の有無を確認すること。

エ 内固定材料が使用されていない場合において、当該術式の妥当性が判断できない場合は、当該術式の算定が妥当であるかを診療費審査委員会に諮ること。

オ 創外固定器加算又は固定器用金属ピン（創外固定器用）を請求しているものについては、当該術式の算定が妥当であるかを診療費審査委員会に諮ること。

(6) 切断四肢再接合術

診療費審査委員会に諮ること。

(7) 骨折及び関節の傷病により、3年以上継続療養しているもの

診療費審査委員会に諮ること。

3 重点審査の付箋を貼付したレセプトについて、診療費審査委員会に諮るに当たり留意する事項

以下の（１）から（７）の事項に留意の上、当該術式等の妥当性を審査委員会に諮ること。

（１）特定入院料

算定要件に基づく当該特定入院料算定の妥当性

（２）同一手術野に係るもの

手術の通則14に基づく複数手術算定の妥当性

（３）全層植皮術、分層植皮術

植皮範囲と真皮欠損用グラフト使用範囲からの当該術式算定の妥当性

（４）腱縫合術

固有指の伸筋腱に対する腱縫合術の難易度（単なる縫合であるか。）

（５）骨折等に係る手術

① 骨折観血的手術

1 傷病部位に対して、髄内釘を複数使用する必要性

② 骨内異物（挿入物）除去術

骨内異物（挿入物）除去の難易度（容易に除去し得るものであるか。）

③ 関節内骨折観血的手術

ア 傷病名が「関節内骨折を除くもの」に、当該術式を算定する妥当性

イ、創外固定器を使用している場合の当該術式の妥当性

（６）切断四肢再接合術

骨の接合、腱・筋肉の縫合、動脈・静脈の吻合、神経縫合又は皮膚縫合に対して、それぞれの術式として算定するのではなく、切断四肢再接合術として算定する妥当性

（７）骨折及び関節の傷病により、3年以上継続療養しているもの

医学的効果等

4 上記3に掲げる事項について、診療費審査委員会に諮った結果、当該術式等の妥当性の判断が困難なものについては、審査委員会の指示の下、医療機関に対して、下記の(1)から(7)の事項を確認し、必要に応じて、文書等(例えば、手術記録、症状詳記、X線写真等)の提出を依頼すること。

(1) 特定入院料

被災労働者の傷病等の状態等

(2) 同一手術野に係るもの

- ① 手術の内容
- ② 手術を実施した部位

(3) 全層植皮術、分層植皮術

- ① 植皮した部位及び面積
- ② 人工真皮を使用した部位及び面積

(4) 腱縫合術

補助切開の有無

(5) 骨折等に係る手術

- ① 骨折観血的手術
 - ア 皮膚切開の有無
 - イ 当該手術の概要
- ② 骨内異物(挿入物)除去術
 - 骨内異物(挿入物)の材料
- ③ 関節内骨折観血的手術
 - ア 骨折線が関節内に及んでいるか
 - イ 関節内の骨を整復・固定しているか

(6) 切断四肢再接合術

骨の接合、腱又は筋肉の縫合、動脈又は静脈の吻合、神経縫合若しくは皮膚縫合の有無

(7) 骨折及び関節の傷病により、3年以上継続療養しているもの

医学的効果等

5 その他

上記2に掲げる事項以外についても、医学的判断を要するものについては、診療費審査委員会の積極的な活用に努めること。